

広島県告示第二百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十九条第一項の規定による協議が次のとおり成
立した。

その関係図書は、広島県土木建築局道路河川管理課、広島県北部建設事務所、島根県土木
部道路維持課において、令和八年三月二十六日までの間、縦覧に供する。

令和八年三月十二日

広島県知事 横 田 美 香

一 道路の種類及び路線名

県道甲田作木線

二 区間（橋梁名）

広島県三次市作木町大津間から島根県邑智郡邑南町下口羽まで（両国橋）

三 他の道路管理者

島根県

四 協議の主な内容

昭和二十七年十月十六日に締結した協定に基づき、島根県（以下「甲」という。）及び
広島県（以下「乙」という。）が共同管理している両国橋について、管理期間を次のとお
り変更する。

三年ごとに甲乙が交互に行う。ただし、令和六年四月一日から令和十年三月三十一日ま
での四年間は広島県が管理を行うこととする。